

議案第160号

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第4条第1項中「（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあつては、法人）」を削る。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第9条を削る。

第10条中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

老人福祉センターにおいて、老人デイサービス事業を行わないこととするため、この条例を制定するものである。